

# 大都市税財政制度・都市問題等特別委員会 法定外税の制度と導入事例について

---

## (目次)

- 1 地方税の種類
- 2 地方税法における税目一覧
- 3 市税収入確保の考え方
- 4 法定外税の状況
- 5 自主財源の確保について

令和3年2月26日 熊本市財政局税務部税制課

# 1 地方税の種類

## ○法定税：地方税法上、地方団体が「課するもの」と規定されている税

地方税法第五条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。（以下略）

一 市町村民税

二～六 略

## ○法定任意税：地方税法上、地方団体が「課することができる」と規定されている税

地方税法第五条 略

6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

一 都市計画税

二～五 略

## ○法定外税：地方税法に定める税目以外で、地方団体の条例に基づき課する税

地方税法第五条 略

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4～6 略

7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

## 2 地方税法における税目一覧

| 種類    | 普通税   |  | 目的税    |   |
|-------|---|--|--------|---|
|       | 道府県税  | 市町村税   | 道府県税   | 市町村税  |
| 法定税   | 道府県民税<br>事業税<br>地方消費税<br>不動産取得税<br>道府県たばこ税<br>ゴルフ場利用税<br>自動車取得税<br>軽油引取税<br>自動車税<br>鉦区税 | 市町村民税<br>固定資産税<br>軽自動車税<br>市町村たばこ税<br>鉦産税<br>特別土地保有税 | 狩猟税    | 入湯税<br>事業所税                                 |
| 法定任意税 |   |  | 水利地益税  | 都市計画税<br>水利地益税<br>共同施設税<br>宅地開発税<br>国民健康保険税 |
| 法定外税  | 法定外普通税  |  | 法定外目的税 |   |

※青字は、令和2年度現在、本市で課している税

### 3 市税収入確保の考え方

市税収入

=

①課税標準額

×

②税率

×

③収納率

#### ① 課税標準額

市民1人あたりの所得や、法人・事業所の数、土地の価格などは、就労環境や都市構造等に影響されることから、新型コロナウイルスの影響を勘案すると増加は厳しい見通し。法定外税も含め、様々な自主財源の確保策が必要である。

#### ② 税率

適正な税負担については、持続可能な財政運営ができるよう、必要に応じて見直す。

#### ③ 収納率

平成21年度以降、上昇を続けているものの、指定都市の中で低い水準にあることから、収納率向上に向けた更なる取り組みを推進する。

## 4 法定外税の状況① (導入自治体 (R2年4月現在) )

|        |            |  |
|--------|------------|--|
| 法定外普通税 | 別荘等所有税     | 熱海市(静岡県)                                       |
|        | 砂利採取税      | 山北町(神奈川県)                                      |
|        | 歴史と文化の環境税  | 太宰府市(福岡県)                                      |
|        | 使用済核燃料税    | 薩摩川内市(鹿児島県)、伊方町(愛媛県)                           |
|        | 狭小住戸集合住宅税  | 豊島区(東京都)                                       |
|        | 空港連絡橋利用税   | 泉佐野市(大阪府)                                      |
| 法定外目的税 | 遊漁税        | 富士河口湖町(山梨県)                                    |
|        | 環境未来税      | 北九州市(福岡県)                                      |
|        | 使用済核燃料税    | 柏崎市(新潟県)、玄海町(佐賀県)                              |
|        | 環境協力税      | 伊是名村(沖縄県)、伊平屋村(沖縄県)、渡嘉敷村(沖縄県)                  |
|        | 美ら島税       | 座間味村(沖縄県)                                      |
|        | 開発事業等緑化負担税 | 箕面市(大阪府)                                       |
|        | 宿泊税        | 京都市(京都府)、金沢市(石川県)、倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、北九州市(福岡県) |

- ◆ 法定外普通税は7自治体、法定外目的税は14自治体が導入
- ◆ 政令指定都市では、北九州市が環境未来税と宿泊税、京都市と福岡市が宿泊税を導入

## 4 法定外税の状況② (法定外普通税 (使用済核燃料税以外))

| No. | 団体名         | 税目            | 課税客体  | 課税標準                          | 納税義務者         | 徴収方法 | 税率  | 施行年月日<br>H30年度決算額    |
|-----|-------------|---------------|---|-------------------------------|---------------|------|---|----------------------|
| 1   | 静岡県<br>熱海市  | 別荘等所有<br>税    | 別荘等の所有  | 別荘等の延面積                       | 所有者           | 普通徴収 | 1㎡…年 650円   | S51.4.1施行<br>530百万円  |
| 2   | 神奈川県<br>山北町 | 砂利採取税         | 岩石及び砂利の採取                                     | 採取量                           | 採取業者          | 申告納付 | 岩石 1㎡…10円<br>砂利 1㎡…15円  | S57.4.1施行<br>5百万円    |
| 3   | 福岡県<br>太宰府市 | 歴史と文化<br>の環境税 | 有料駐車場に駐車する<br>行為                              | 有料駐車場に駐車する<br>台数              | 有料駐車場<br>利用者  | 特別徴収 | 二輪車 (自転車を除く)<br>…50円<br>乗車定員10人以下の自動<br>車…100円<br>乗車定員10人超29人以下<br>の自動車…300円<br>乗車定員29人超の自動車<br>…500円 | H15.5.23施行<br>85百万円  |
| 4   | 東京都<br>豊島区  | 狭小住戸集<br>合住宅税 | 豊島区内における狭小<br>住戸 (30㎡未満) を<br>有する集合住宅の建築<br>等 | 区内に新たに生ずる集<br>合住宅の狭小住戸の戸<br>数 | 建築主           | 申告納付 | 1戸…50万円   | H16.6.1施行<br>484百万円  |
| 5   | 大阪府<br>泉佐野市 | 空港連絡橋<br>利用税  | 関西国際空港連絡橋を<br>自動車で行き来して空港<br>を利用する行為          | 関西国際空港連絡橋を<br>自動車で行き来する回数     | 通行料金を<br>支払う者 | 特別徴収 | 1往復…100円  | H25.3.30施行<br>400百万円 |

## 4 法定外税の状況③ (法定外目的税 (宿泊税、使用済核燃料税以外) )

| No. | 団体名               | 税目             | 課税客体                       | 税収の用途  | 課税標準  | 納税義務者                                 | 徴収方法 | 税率                           | 施行年月日<br>H30年度決算額    |
|-----|-------------------|----------------|----------------------------|--|---|---------------------------------------|------|------------------------------|----------------------|
| 1   | 山梨県<br>富士河口<br>湖町 | 遊漁税            | 河口湖での遊漁行為                  | 河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備費用                | 遊漁行為を行う日数   | 遊漁行為を行う者                              | 特別徴収 | 1人1日…200円                    | H13.7.1施行<br>8百万円    |
| 2   | 福岡県<br>北九州市       | 環境未来税          | 最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分    | 廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他環境に関する施策に要する費用 | 最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量  | 最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分事業者 | 申告納付 | 1トン…1,000円                   | H15.10.1施行<br>663百万円 |
| 3   | 沖縄県<br>伊是名村       | 環境協力税          | 旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為     | 環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用                       | 旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数  | 旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者                 | 特別徴収 | 入域1回…100円<br>※障害者、高校生以下は課税免除 | H17.4.25施行<br>4百万円   |
| 4   | 沖縄県<br>伊平屋村       | 環境協力税          | 旅客船等により伊平屋村へ入域する行為         | 環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用                       | 旅客船等により伊平屋村へ入域する回数  | 旅客船等により伊平屋村へ入域する者                     | 特別徴収 | 入域1回…100円<br>※障害者、高校生以下は課税免除 | H20.7.1施行<br>3百万円    |
| 5   | 沖縄県<br>渡嘉敷村       | 環境協力税          | 旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為 | 環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用                       | 旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する回数  | 旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する者             | 特別徴収 | 入域1回…100円<br>※障害者、中学生以下は課税免除 | H23.4.1施行<br>13百万円   |
| 6   | 沖縄県<br>座間味村       | 美ら島税           | 旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為     | 環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用                       | 旅客船、航空機等により座間味村へ入域する回数  | 旅客船、航空機等により座間味村へ入域する者                 | 特別徴収 | 入域1回…100円<br>※障害者、中学生以下は課税免除 | H30.4.1施行<br>10百万円   |
| 7   | 大阪府<br>箕面市        | 開発事業等<br>緑化負担税 | 事業として行う開発行為等               | 良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上に要する費用             | 開発行為等の行われる土地の面積に0.9を乗じて得た値に、当該土地に係る建築基準法の規定による建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積 | 開発行為等を行う事業者                           | 申告納付 | 1㎡…250円                      | H28.7.1施行<br>107百万円  |

## 4 法定外税の状況④ (宿泊税の状況)

| 都市名       | 東京都  | 大阪府  | 京都市  | 金沢市                      |
|-----------|--|--|--|--------------------------|
| 導入時期      | H14年10月1日  | H29年1月1日   | H30年10月1日  | H31年4月1日                 |
| 税率 (1人1泊) | 1万円以上～1.5万円未満：100円<br>1.5万円以上：200円<br>※R2.7.1～R3.9.30までは対象外  | 7千円以上～1.5万円未満：100円<br>1.5万円以上～2万円未満：200円<br>2万円以上：300円 | 2万円未満：200円<br>2万円以上～5万円未満：500円<br>5万円以上：1,000円                         | 2万円未満：200円<br>2万円以上：500円 |
| 非課税等      | 1万円未満  | 7千円未満  | 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童，生徒又は学生で，当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者 | なし                       |
| 入湯税との調整   | —  | —  | 調整なし   | 調整なし                     |
| 都市名       | 北海道倶知安町  | 福岡県  | 福岡市  | 北九州市                     |
| 導入時期      | R1年11月1日   | R2年4月1日  | R2年4月1日  | R2年4月1日                  |
| 税率 (1人1泊) | 宿泊料金の2%  | 一律：200円（福岡市・北九州市を除く。）                                  | 2万円未満：県50円・市150円<br>2万円以上：県50円・市450円                                   | 一律：県50円・市150円            |
| 非課税等      | ①幼稚園、小学校、中学校、高校の修学旅行や研修旅行に参加する幼児、児童、生徒及び教員<br>②倶知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学生及び大学生 | なし   | なし   | なし                       |
| 入湯税との調整   | 調整なし   | —  | 入湯税を減額<br>・宿泊：150円を50円に減額<br>・日帰り：50円のまま調整せず                           | 調整なし                     |

- ◆ 全自治体、宿泊税の用途は「観光の振興を図る施策に要する費用」
- ◆ 税率及び非課税等の設定は自治体で差異あり
- ◆ 福岡市のみ入湯税との調整を実施



## 5 自主財源の確保について

### 【基本的な方向性】

- ◆ 今後、新型コロナウイルス感染症対策や地域経済の回復等の財源として法定外税も含め、様々な自主財源の確保策が必要である。
- ◆ 新型コロナウイルスが及ぼす市民生活や地域経済への影響を勘案すると、法定外税等新たな税の導入については、導入の時期を含め慎重な検討が必要である。



市税収入を確保するため、市税収納率の向上に関する取組を引き続き実施するとともに、新型コロナウイルスの影響を注視しつつ、法定外税を含めた新税の導入について、現段階においては引き続き他自治体の状況を調査してまいります。

### 【法定外税導入までのプロセス】

#### ○ 目的・用途等の明確化

- ・ 課税の目的、財源の必要性を明確にする。
- ・ 税収をもって整備すべき施設等と課税客体との間に何らかの受益関係があることが前提となる。

#### ○ 関係者の理解・協力

- ・ 説明会やパブコメ等を実施し、関係者に理解と協力を求める。
- ・ 導入する際は、国や県と協議や調整を実施する。

#### ○ 制度設計

- ・ 課税客体、納税義務者、徴収方法、税率の設定、非課税の範囲等を検討する。
- ・ 現行で課税している税目と課税目的等が重複しないか等調整を実施する。